

# 作成・提出はお早めに！

## 市・県民税、所得税の申告受け付けが始まります

提出期間… 2月16日(水)～3月15日(火)

※土・日を除く

提出場所…市役所税務課・野栄総合支所

相談会場…市民ふれあいセンター 2階第3会議室

野栄総合支所 1階会議室

(どちらの会場でも相談できます)

日曜申告相談日は、2月27日と3月6日の9時から12時、13時から16時までです。

会場は市民ふれあいセンターのみで、野栄総合支所では行いません。

### ◆申告に関する問い合わせ先

【所得税、消費税の確定申告】銚子税務署 ☎0479-22-1571

【市・県民税の申告】税務課市民税班 ☎73-0087

市ホームページアドレス「<http://www.city.sosa.lg.jp/>」



### 市・県民税の申告

#### 【申告が必要な方】

次の要件に当てはまる方は、市・県民税の申告が必要です。また、今年、市・県民税の申告が必要と思われる方には1月下旬に市・県民税申告書を郵送しました。なお、それ以外の方で市・県民税申告書が必要な方は税務課までご連絡ください。

◆平成23年1月1日現在、匝瑳市の住民で、平成22年中に所得のあった方

◆給与所得者の場合は通常、申告する必要はありませんが、次に当てはまる方は申告が必要です。

- ①勤務先から匝瑳市へ給与支払報告書が提出されていない方
- ②給与所得のほかに、事業所得など給与所得以外の所得があった方

◆無収入だった方でも申告をお願いします。

平成22年中に老齢や無職等により所得が無かった方、扶養されていた方、18歳以上の学生の方などは市・県民税申告書の裏面にその旨を記載の上、提出をお願いします。(国民健康保険税の軽減適用や非課税証明書等の発行の基

礎資料になりますので、忘れずに申告してください。)

◆給与所得以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告の必要はありませんが、市・県民税の申告は必要です。

#### 【申告をしなくてもよい方】

◆給与所得だけの方で、勤務先から給与支払報告書が匝瑳市へ提出されている方

◆平成22年分所得税の確定申告書を提出した方、または提出する方

### 所得税の確定申告

#### 【確定申告が必要な方】

◆事業所得や不動産所得等があり、所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方

◆給与収入額が2千万円を超える方、または給与を2か所以上から受けている方

◆給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方

◆土地や建物などを売った譲渡所得がある方

#### 【還付申告をされる方】

給与所得者や年金所得者などで源泉徴収された所得税に

### ◆申告書作成相談会等日程

各種相談	日程	相談時間	会場	対象
申告書作成相談会	2月8日(火)	9:30～12:00 13:00～15:30	市民ふれあいセンター 2階会議室	所得税・事業税・住民税申告(譲渡所得者は除く)
税務署職員の出張相談	2月25日(金)	9:30～12:00	市民ふれあいセンター 2階第3会議室	主に譲渡所得のある方
	2月28日(月)	13:00～16:00		
申告相談・受付	2月16日(水)	9:00～12:00 13:00～16:00	相談…市民ふれあいセンター、野栄総合支所 提出のみ…市役所税務課、野栄総合支所	原則として譲渡所得者、消費税申告は除く。
	3月15日(火) ※土・日を除く			
日曜申告相談・受付	2月27日(日)	9:00～12:00 13:00～16:00	市民ふれあいセンター 2階第3会議室	原則として譲渡所得者、消費税申告は除く。(野栄総合支所では行いません)
	3月6日(日)			

※混雑時(特に午前中)は相談の受け付けを早めに切り上げる場合があります。

ついて、住宅ローン控除や医療費控除などによる所得税の還付を受ける場合には2月16日以前でも提出できます。電子申告をされる方は国税庁ホームページ(<http://www.wta.go.jp/>)の「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告することができます。ただし電子申告には、電子署

平成  
23年度  
から

## 市県民税・固定資産税の 前納報奨金を廃止

市県民税と固定資産税について、第1期の納期に1年間分の税額を一括納付した場合に交付していた前納報奨金を、平成23年度から廃止します。

口座振替で前納される場合も、来年度は前納報奨金が交付されませんので、期別納付に変更される方は3月末までに金融機関に手続きをお願いします。

前納報奨金制度は、税收の早期確保や納税意識の高揚などを目的として昭和25年に創設されたものです。

創設から60年が経過し、現在では創設当時と状況が大きく変わったことから、県内54市町村中43市町村においてこの制度をすでに廃止しています。近隣では平成16年度に銚子市が廃止、平成22年度には旭市（市県民税は21年度に廃止）、横芝光町、東金市が廃止しています。

匝瑳市においても、近隣の状況や経費削減の観点から議会の承認を得て廃止いたしましたので、ご理解をお願いします。**問 税務課納税推進室収税班 ☎73-0087**

名や電子証明書が必要になります。また、「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等は、プリントアウト（白黒でも可）して、そのまま銚子税務署に提出することもできます。

記入の済んだ確定申告書は「提出用」と添付書類を確認して銚子税務署へ郵送してください。

なお、申告したことを証する「控え」が必要な方は次のものを同封してください。（後日税務署から收受印が押された「控え」が返送されます）

①申告書「提出用」

②申告書「控え」  
③切手を張った返信用封筒（郵便番号、住所、氏名を記入したもの）

◆郵送先  
〒288-8666 銚子市栄町2-1-1（銚子税務署）  
☎0479-22-1571

◆来場による受付・相談会場  
銚子市西芝町475-1 銚子読売ビル2階（JR銚子駅より徒歩3分）

**申告相談時のお願い**  
申告書は、ご自分で正しく作成していただく「自書申告」で、早めの提出をお願いします。

## 原付バイクや軽自動車などの 廃車・名義変更の届け出はお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税され、5月中旬に納付書を郵送します。年度途中で廃車などの手続きをしても年税額がかかります。廃車などの手続きが必要な方は、4月1日(金)までに届け出をしてください。

なお、盗難に遭った場合、警察へ盗難届を出した時点で自動的に廃車にはなりません。盗難届を出した警察署名、届け出年月日、受理番号を控えた上で廃車の届け出をしてください。

### ◆廃車・名義変更・住所変更等の届け出先

【125cc以下のバイク、小型特殊自動車】

市役所税務課 ☎73-0087

【125cc超のバイク】

関東運輸局千葉運輸支局 ☎050-5540-2022

【三輪または四輪の軽自動車】

軽自動車検査協会千葉事務所 ☎043-245-0163

**問 税務課市民税班 ☎73-0087**



していただきます。相談会場において申告書作成のアドバイスを行いますので、相談を希望される方は次の書類等を持ってお越しください。混雑時は早めに受け付けを終了する場合がありますのでご了承ください。

◎印鑑 ◎平成22年中の所得を証明する書類（源泉徴収票など）※事業所得や不動産所得などがある方は、売上、仕入、経費などを集計した帳簿など ◎国民健康保険税、介護保険料、医療費を控除する場合は領収書 ◎生命保険料控除、地震保険料控除は「控

除証明書」◎国民年金保険料を控除する場合は、保険料を支払ったことを証明する書類

**消費税の申告（個人事業者）**  
平成20年分（基準期間）の課税売上高が1千万円を超えた方は、平成22年分の「課税事業者」となります。また、この基準期間の課税売上高が5千万円以下の方で、平成21年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を銚子税務署に提出された方は「簡易課税制度」による、みなし仕入れ率の適用で申告することができません。

なお、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出していない方は、「一般課税（本則課税）」での申告となりますので銚子税務署にご相談ください。

◆国税庁ホームページ（<http://www.ita.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」で、消費税の申告書を作成することができます。

◆消費税の申告と納税は、3月31日（木）までです。

◆消費税の納税も便利な「口座振替」をご利用ください。（所得税とは別に申し込みが必要です）

## 建物を取り壊したら 必ず届け出を

固定資産税の課税基準日は毎年1月1日です。平成22年12月31日までに課税の対象となっている建物を取り壊した方で滅失登記をされていない方は、税務課へ届け出をしてください。

届け出がないままですと、課税の対象となってしまう場合がございますので、必ず届け出をしてください。

**問 税務課資産税班**

☎73-0087